

新たな

包括指定により 指定薬物の 対象を拡大します。



平成27年5月11日付けで包括指定により
新たに**827物質**が指定薬物の対象となります。

包括指定は依存性・毒性を有する物質と構造が類似した様々な物質を、まとめて規制することにより、人体に危険な物質の広がりを防ぐことを目的としています。

**指定薬物
2297物質!**

▶ **所持、使用、購入、
販売、授与等を禁止**

危険ドラッグは、麻薬や覚醒剤等と構造がわずかに異なるために、「合法」などと称して販売されていますが、依存性・毒性が疑われる物質を含んでおり、包括指定の対象になるような危険なものです。決して手を出してはなりません。